

ヘイトスピーチなど、人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書

国連人種差別撤廃委員会は平成26年8月、日本政府に対し、ヘイトスピーチ問題に毅然と対処し、法律で規制するよう勧告する最終見解を公表した。

最終見解は、人種及び社会的マイノリティーへの差別的な表明や、差別的暴力に断固として取り組むこと、メディアのヘイトスピーチと闘うための適切な手段をとること、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁を科すこと、人種差別的ヘイトスピーチの根本的原因についての取り組みを行い、人種差別につながる偏見を根絶し、国家・人種・民族グループ間の相互理解や寛容、友愛の情を育むための指導・教育・文化・情報発信における方策の強化を行うことなどを勧告している。

欧米でもイスラム教徒などに対する迫害など、差別や誹謗中傷に端を発する悲惨なテロ事件が起きており、人種対立を深刻化させる事態になっている。

この間、日本では在日韓国・朝鮮人などに対するデモ、集会が全国各地で開かれ、聞くに堪えない差別表現と扇動活動が繰り返されてきた。特定の人種や民族に対する常軌を逸した攻撃は、ヘイトスピーチ（憎悪表現）と呼ばれる。差別をあおるこうした言葉の暴力は、ヘイトクライム（人種的憎悪に基づく犯罪）そのものであり、憲法が保障する集会・結社の自由や表現の自由と相入れない。ヘイトスピーチは自由や民主主義と相入れず、健全な市民社会と両立しない。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、人種差別撤廃委員会の勧告を受けとめ、必要な法整備を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年3月25日

武蔵村山市議会議長

川 島 利 男

衆議院議長	町村信孝殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	上川陽子殿
外務大臣	岸田文雄殿
内閣官房長官	菅義偉殿
国家公安委員会委員長	山谷えり子殿